

平成 23 年 度

北海道国民健康保険団体連合会
事業計画

北海道国民健康保険団体連合会

平成 23 年度 北海道国民健康保険団体連合会事業計画

1 基本的な考え方

(1) 事業運営の方針

平成 23 年度は、レセプトの原則オンライン請求に対応した業務処理を行うため、全国標準の国保総合システムを導入し、5 月審査分(4 月診療分)から本稼働することとしている。これに伴い、事務の効率化、審査事務の充実・強化、事務体制の見直し等を行い、円滑な運用に向け組織一丸となって取り組む。

また、保険者ニーズを的確に把握した上で、保健事業・保健活動等の拡充・強化を図り保険者の負託に応えるため効果的な事業展開を図る。

(2) 財政運営について

平成 23 年度においては、国保総合システムの安定稼働後のシステム運用経費の削減並びに手数料の伸びなどを勘案して、平成 24 年度以降の各種手数料の見直しについて検討する。

また、後期高齢者医療請求支払システム及び次期国保総合システムの機器更改経費としてレセプト電算処理システム積立金に計画的に積み立てる。

国保総合システム稼働に伴う臨時的要因による支出の増加や流動的要素による予定外支出、さらには国庫補助金等歳入の減少も予想されることから、より一層の経費節減と事務の効率化を図り、適正な財政運営に努める。

(3) 国保総合システムの運用

国保総合システムが稼働することにより、国保連合会の主要業務である診療報酬の審査支払や共同電算処理事業をはじめとした各種業務を効率的かつ確実に処理するよう万全な体制で取り組む。

特に、レセプト管理業務など新たに実施する業務や操作方法など、保険者からの問合せ等に対応するためヘルプデスクを設置し、迅速に対応できるよう万全を期すとともに、システムの障害発生時には速やかに対応できる体制を構築するなど、国保連合会の組織を上げて取り組む。

(4) 審査支払事業等の充実・強化

電子レセプトの急速な普及に対応した審査体制の見直しを図り、国保総合システムによる効率的な画面審査、事務処理を行う。

IT 技術を活用した傷病名と医薬品、手術、処置、検査等の診療行為のチェックを強化し、審査事務共助の充実を図ることにより、医療機関に対して適正な保険請求を促す。

また、従来的一次審査や紙レセプトでは実現できなかった過去 12 ヶ月間の複数月レセプトを対象にした最大 130 項目の算定ルールによる縦覧点検や、当月の入院と外来レセプトを対象に 15 項目の算定ルールによる横覧点検の実施、医薬分業の伸展に伴う医科レセプトの傷病名と調剤レセプトの医薬品を突合し、適応の有無をチェックする。

さらに、電子レセプトに対応できる高い能力をもった職員を育成するため、研修体系の整備を図るとともに、基礎的な医学的知識の習得を含む実務研修の充実により、審査事務能力の向

上を図る。

(5) 保健事業の推進

地域住民を対象に一次予防を重視した生活習慣改善と生きがいづくり支援事業等を実施し、効果的・効率的な保健事業を支援する。

また、特定健診受診率の向上や効率的な保健指導等の普及啓発を行うとともに、市町村保健事業に生かすことのできる健診情報を提供するためシステムを構築する等、総合的な生活習慣病予防対策の推進に向けた支援に積極的に取り組む。

(6) 介護保険・障害者自立支援システムの機器更改への対応

全国標準の介護・自立支援の両システムが平成 25 年度に機器更改を迎えるため、システム関連経費の削減等の観点から、仮想化技術を活用し、さらに機器を一拠点に集約した 47 都道府県国保連合会の共同運用センターを設置することとして、業務運用を行うための準備が進められている。

そのため、平成 23 年度下半期から両システムにかかる独自業務システムの改修準備、本会と共同運用センター間のネットワーク工事や関連機器の調達、さらには平成 24 年度から両システムの構築業者を選定する際の仕様調達書作成等の準備を行う。

(7) 今後の取組み

診療報酬明細書等の審査及び支払にかかる事務について、保険者は国保連合会と社会保険診療報酬支払基金のいずれに対しても委託できるとされているが、具体的な方法について昨年末厚労省保険局長通知が発出されたことに伴い、手数料や再審査率、コストを示す財務諸表などの情報公開に努める。

また、診療報酬の支払早期化について、平成 23 年 9 月診療分(10 月審査分)から実施される予定であることから、円滑な支払事務を遂行するため事務体制の見直しを図る。

詳細については、以下に記述するとおりである。

2 財政運営

財政運営については、平成 23 年度からのレセプトの原則オンライン化に対応するため、平成 23 年 5 月に稼働する国保総合システムの円滑な運用に資するとともに、将来的な経費節減の取り組みを行い、保険者の厳しい財政状況を踏まえ、保険者の負担増を極力抑制しつつ、適正かつ迅速な業務運営と必要な業務環境の整備を進め、健全な財政運営を図ることを基本とする。

3 総会及び役員会

総会及び役員会の予定は次のとおりである。

総 会	年 4 回 (7 月・10 月・11 月・ 3 月)
理 事 会	年 5 回 (7 月・ 9 月・10 月・11 月・ 2 月)
監 事 会	年 3 回 (6 月・11 月・ 2 月)
特別委員会	年 1 回 (未定)

4 役 職 員

常勤の役員数及び職員数は次のとおりである。

職員の定数については、平成 23 年 5 月から国保総合システムの稼働に伴い、これまでの審査事務共助の業務に加え、算定ルール・審査支援の点検業務の拡大や一次審査での縦覧点検・横覧点検などの突合業務を新たに行うこととしており、また、保険者のニーズに対応した保健事業の実施に向けた支援を、より一層積極的に推進することが必要であることから、業務の効率化を図り現員をもって対応する。

なお、現員で対応できない場合は、従前どおり臨時職員で対処する

区 分	常務理事	常勤監事	事務局長	事務職員	事務補	計
人 数	1	1	1	189	20	212

5 国保の運営に関する事業

(1) 国保の長期的安定及び保険者事業の共同推進を図る事業

国保財政の長期的安定と国保事業の充実及び事務の向上を目的として、次の事業を実施する。

国保制度改善強化北海道大会（仮称）の開催（未定）

国保制度改善強化対策推進運動の展開

国保事業充実強化推進協議会、同運営委員会の開催

国保運営協議会会長連絡協議会役員会及び会長研修会の開催

国保事務研究会の開催

国保実務講習会の開催

財政診断事業（保険料（税）適正算定マニュアルを活用）

保険料（税）賦課支援事業（保険料（税）適正算定マニュアルを活用）

保険料（税）収納率向上対策事務研究会の開催

第三者行為求償事務講習会の開催

第三者行為（交通事故）求償事務の受託

国民健康保険事業功績者に対する表彰

国保問題研究委員会の開催

各種統計資料等の配布等

(2) 広報事業

国保事業の円滑な運営に資するため、中央の情勢等を報知し、併せて本会の状況を関係機関に周知するとともに、保険者が行う保健事業等を積極的に支援するための広報宣伝活動を推進するため、次の事業を実施する。

広報誌「北海道の国保」の編集・発行

ポスターの作製・配布

リーフレットの作製・配布

ホームページ等の公開

広報事業検討委員会の開催

国保制度及び予算等に関する「速報」の発行

(3) 保健事業

保険者が行う被保険者の健康の保持増進のために必要な保健事業を支援し、国保の向上に寄与するため、次の事業を実施する。

保険運営安定化対策事業

高齢社会を迎え、高齢者を多く抱える国保事業に対し、保険者が行う共同事業の目的達成のため、本会の機能と役割を強化することを目的として、次の事業を実施する。

ア 嘱託保健師の雇用及び派遣

保険者が保健活動を効果的に行うための助言を行うとともに、嘱託保健師を派遣し支援する。

イ 研修会の開催

関係者に対し、国保の現状と問題点を周知し、より効果的な保健活動の理解を求めため、次の研修会等を開催する。

(ア) 国保特別講演会

(イ) 国保保健事業・健康づくり担当課長及び係長合同研修会

(ウ) 市町村栄養士等研修会

ウ 医療費適正化等に対する支援

地域住民に対し、制度の概要、財政状況、健康づくり等を周知し、また、医療費適正化の実効を図るため、健康測定器材等（本会ホームページ等掲載）の貸出しを行う。

小規模保険者支援事業

小規模保険者に対して保健活動の効果的な実施を図るため、嘱託保健師を派遣し支援する。

被保険者教育事業

被保険者が自ら健康づくりの実践に取組み、さらに個人の健康づくりを支える地域の様々な支援が一体的に推進できる環境の整備を図るため、次の事業を実施する。

ア 保健事業検討委員会の開催

保健事業を効果的に推進するため、保険者（担当課長等）による委員会を開催し、協議・検討する。

イ 視聴覚教材及びイベント用器材の購入貸出し

地域住民の健康づくりに関する意識を高めるため、既存教材のほかDVD作品、健康測定器材等を購入し、市町村における保健活動用教材（本会ホームページ等掲載）として希望する保険者へ貸出しを行う。

ウ 保険者への情報提供及び被保険者教育用冊子等の作製配布

保険者（市町村・広域連合・国保組合及び国保運営協議会委員並びに国保診療施設等）に、関係資料を配布する。

(ア) 「国保新聞」

(イ) 広報誌「北海道の国保」

(ウ) 制度改正等周知用パンフレット

(エ) その他、被保険者教育用資料及び参考図書

エ 保健推進員リーダー研修会

各市町村に設置されている保健推進員等の健康づくりリーダーが、地域や住民の健康づくりと疾病予防に果たす役割の理解を深め、地域に根差した保健活動を行政とともに効果

的に推進できるよう、研修会を開催する。

オ 保健活動支援地区事業

地区を指定して市町村職員との協働活動により、被保険者の健康づくりに対する意識を高め、主体的に健康づくりを進められるよう支援する。

カ 生活習慣改善と生きがいづくり支援事業

生活習慣の改善とQOL（生活の質）の向上を図り、地域で生きがいを持って生活し併せて健康寿命の延伸を図ることを目的に、保険者が実施する講座や教室の開催時に専門分野の講師等の派遣を行う。

キ 健康なまちづくり推進支援事業（生活習慣病の予防と改善に向けて）

平成20年度から平成22年度までの3ヵ年において、地域住民の疾病予防及び健康の保持増進を図り、効果的・効率的な保健事業を継続して推進した事業の成果報告書を作成する。

ク 生きがいづくり推進セミナー

自らの健康を守り自立した社会生活を送るため、社会的な役割を持ち、地域で生きがいを持って生活することを推進するセミナーを開催する。

ケ 生活習慣病対策推進事業

生活習慣病対策の総合的な推進に資する事業に対して支援し、地域全体の健康づくりを推進する。

（ア）特定保健指導終了後の継続した支援システムの構築

（イ）温泉や温水プールを活用した生活習慣病対策

（ウ）ポピュレーションアプローチの構築

（エ）医療機関との連携

（オ）前期高齢者の生活習慣病予防と介護予防を総合的に支援するシステムの構築等

（カ）農政部門や教育委員会等、庁内横断的な取組みや、関係機関・関係団体・住民等との協働を基盤とした生活習慣病対策の取組み

（キ）その他、生活習慣病対策の総合的な推進に資する事業

コ 健康づくり啓発普及事業

早期から健康づくりへの気付きと健康的な生活習慣を考える機会を持ち、健康を保持増進する機会の一環として、特定健診・特定保健指導を積極的に活用できる地域環境の推進を目指し、以下の事業を実施する。

（ア）特定健診普及啓発

国民健康保険被保険者を含む地域住民が健康づくりの一環として特定健診・特定保健指導の重要性を理解し、継続受診に向けた意識を高めるとともに、市町村においては受診率の向上に向けた取組みを図る。

市町村と本会が特定健診・特定保健指導の現状と課題を共有し、次年度以降の市町村の特定健診・特定保健指導の推進や本会の保健事業に反映させる。

（イ）健康啓発に関する創作作品の公募

早期から健康の大切さを考える機会を持ち、子どもから家族、さらには広い世代がともに健康的な生活習慣を考えることを目指す。

国保・保健・教育委員会の相互協力のもと、地域全体で取り組む健康づくりを推進す

る。

サ 北海道生涯学習協会との連携

保険者の希望により、生きがいと意欲を持った住民の参加を促進するため、(財)北海道生涯学習協会と連携し、次の事業を「道民カレッジ」の学習単位認定講座とする。

(ア) 保健活動支援地区事業

(イ) 生活習慣改善と生きがいづくり支援事業

(ウ) 生きがいづくり推進セミナー

(エ) 生活習慣病対策推進事業

保健活動等対策事業

ア 国保保健活動研修会の開催

特定健診・特定保健指導の実施における保健師・管理栄養士等に対し保健指導にかかるスキルの向上を図るための研修会を行い、生活習慣病対策を効果的に推進する。

イ 市町村保健師リーダー研修会の開催

市町村保健活動の中核を担う保健師リーダーに対し、地域住民のニーズに即した保健サービスを定着させ、市町村全体の保健活動の活性化を図ることを目的とした人材育成を行う。

ウ 市町村保健師職業紹介事業

市町村保健師の確保を支援し、保健事業に対する実質的な効果の向上を図る。

エ 特定健診等推進支援事業

市町村の実態に応じた特定健診・特定保健指導の実施のため特定健診データを用い、健診結果の分析をし、市町村保健事業に生かすことのできる全道及び市町村別の健診情報を提供する。

オ 保険者協議会との連携

医療保険者の代表で構成する保険者協議会と連携し、特定健診及び特定保健指導等の実施に向けた医療費分析や保健事業の手法について検討協議を行う。

カ 北海道市町村保健活動連絡協議会との連携協働活動の推進

(4) 本会支部の育成強化を図る事業

支部機能の充実強化を図るため、次の事業を実施する。

支部会議の開催

支部交付金の交付

(5) 国保診療施設の健全な運営と施設相互の連携を図る事業

国保診療施設が地域社会における保健事業の積極的な推進に寄与し、国保診療施設の果たす役割を一層認識するとともに、組織の継続と健全な事業運営を図るため、次の事業を実施する。

第16回北海道国保地域医療学会の開催

国保診療施設開設者協議会役員会議の開催

国保診療施設開設者協議会研修会の開催

国保診療施設管理者研修会の開催

国保診療施設連絡協議会研修会の開催

北海道国民健康保険診療施設連絡協議会との連絡調整

6 保険料特別徴収システムの運用

平成 20 年 4 月より介護保険料に加え国民健康保険料・後期高齢者医療保険料について、年金からの特別徴収が実施されているが、その情報交換を年金保険者と市町村が直接行うのではなく、国民健康保険中央会と国保連合会を経由機関として、本システムにより特別徴収処理にかかる情報交換処理業務を行う。

7 診療報酬審査支払事業

(1) 審査業務

審査委員会における審査の充実強化

医療技術の進歩により診療報酬明細書は、内容がより複雑化し、高点数レセプトも年々増加しており、これらを審査するにあたり、審査研究会及び国保・社保審査委員協議会並びに審査専門部会、再審査部会等を開催し、審査委員の審査の適正化を推進する。

さらに、電子請求の義務化に伴い、画面審査への移行件数が急増したことから事務共助システムの充実強化を図り、効率的かつ効果的な審査を実施する。

審査事務共助の強化及び画面審査の推進

事務共助期間を十分確保するとともに、審査事務共助のさらなる充実を図るため、審査事務共助システムを活用し、さらに二画面を利用した画面審査を全面实施し、審査の適正化・事務の効率化を強化する。

また、審査の情報開示として、保険医療機関等に対しては一次審査及び再審査における査定事由並びに査定内容を通知し、より一層の情報開示を行い、適正な保険請求及び再審査事務の理解を得る。

再審査レセプトにかかる現地指導

再審査における、原審査件数の多い保険者に本会職員を派遣し効率的かつ適正な保険請求の助言を実施する。

関係機関との連携

ア 国保・社保審査委員協議会及び審査事務連絡会議の開催

イ 医師会主催の健保請求事務講座、健保請求事務研修会への講師派遣

ウ 支部主催のレセプト確認事務講習会への講師派遣

研修（講習）会の開催

ア レセプト確認事務講習会

(2) 各種電算システムの運用等

審査業務等にかかる各種電算システムの運用

平成 23 年 5 月から稼働する国保総合システム等の審査業務にかかる各種電算システムの業務運用については、効率的かつ確実な運用を行うため、体制の整備に万全を期す。

後期高齢者医療広域連合受託業務

後期高齢者医療広域連合業務の一部を受託し、体制の整備に万全を期し、後期高齢者医療広域連合電算処理システムの運用業務等を実施する。

(3) 出産育児一時金等の医療機関等への支払

保険者の出産育児一時金等の支払に関する事務を受託し、医療機関等から請求される専用請求書に基づき、支給要件等の確認、出産育児一時金等の支払等を行う。

(4) 支払業務

電算システムの運用により、迅速かつ適正な処理を行う。

8 保険者事務共同電算処理事業

各保険者に共通する事務の精度の向上と処理の迅速化を促進し、国保事務の効率的な運営を図るため、平成23年3月診療分までは汎用機で、4月診療分からは国民健康保険中央会が開発する国保総合システムを導入し、全ての保険者と国保保険者ネットワークを通じて共同処理を行う。

(1) 一般業務

国保総合システム内に搭載されている国保共同電算システムにより、被保険者資格等のマスタを管理し給付記録及び高額療養費に関する業務、さらに事業月報(A・C・E・F表)の作成のための業務支援を行う。

また、従来紙媒体で処理していた医科・歯科・調剤のレセプトは、平成23年5月審査分から電子データとして保険者レセプト管理システムで管理し、保険者端末から再審査及び過誤調整等の業務処理を行う。

(2) 特別業務

特別業務は、医療費の通知及び疾病統計のほか、保険者の希望により随時出力をしていたが、国保総合システムに移行後は、当面、医療費の通知及び被保険者証のみの運用を行う。

(3) 説明会の開催

保険者が行う業務の理解を深めるため、次の説明会を開催する。

国保総合システム保険者説明会

9 介護保険事業

審査支払業務及び介護サービス苦情処理業務の円滑な推進を図るため、次の事業を実施する。

(1) 審査業務

介護給付費の審査は、全国統一の標準システムにより審査を行うが、出来高分については介護給付費審査委員会において審査する。

(2) 支払業務

電算システムの運用により、迅速かつ適正な処理を行う。

(3) 介護職員処遇改善交付金の支払

介護職員処遇改善等臨時特例基金事業として、介護職員の賃金引上げ等の処遇改善に取り組む事業者への資金交付等のための措置として実施される、介護職員処遇改善交付金の支払を行う。

(4) 国保連合会における適正化推進等事業

介護給付費等の審査支払業務を通じて保有する給付実績情報から、保険者等が主に介護費用面における適正化対策事業に活用する資料の提供を行う。

(5) 共同処理業務

各保険者に共通する業務を一元的に処理することにより、介護保険事業の適正かつ効率的な運営が図られるよう共同処理業務を行う。

(6) 介護サービス苦情処理業務

介護サービス苦情処理委員会

利用者等からの介護サービスに対する苦情相談を受けた場合は、介護サービス苦情処理委員会で検討し、必要に応じて介護サービス改善に関する指導及び助言を行う。

改善状況の確認調査

介護サービス苦情処理委員会より、改善に関する指導助言を行った事業所に対し、改善状況等について確認・調査を行う。

介護保険苦情相談連絡会議

北海道、市町村、居宅介護支援事業者、国保連合会等の関係機関がそれぞれの役割に応じて迅速かつ適正に対応し、それぞれの機関が受け付けた苦情等を集約して情報の共有化を図りながら、連携して処理に当たることができるよう介護保険苦情相談連絡会議を開催する。

苦情相談の状況調査

介護保険の苦情相談に対応する関係機関の適切な苦情処理に資するため、北海道、市町村、国保連合会が受け付けた苦情相談の情報を集約し共有化を図る。

介護苦情・相談センター機能

利用者等からの不適正事業者等に関する通報を促し、介護苦情・相談センター機能を強化するため、専用電話の設置、通報情報管理システム等の苦情相談体制の充実を図り、情報を共有化することで北海道及び市町村の事業者監督や保険者の給付適正化の取り組みを支援する。

(7) 研修（講習）会の開催

介護保険者事務担当者及び介護サービス苦情相談担当者に対し実務研修を実施し、介護保険事業の円滑な運営を図る。

介護保険市町村等担当職員説明会

介護サービス苦情相談担当者研修会

10 障害者自立支援事業

障害福祉サービス及び障害児施設、地域生活支援事業にかかる支払業務について、市町村の負託に応えるよう次の事業を実施する。

(1) 支払業務

電算システムの運用により、迅速かつ適正な処理を行う。

(2) 福祉・介護人材処遇改善助成金の支払

障害者自立支援対策臨時特例基金事業として、福祉・介護人材の賃金引上げ等の処遇改善に取り組む事業者へ助成のための措置として実施される、福祉・介護人材処遇改善事業助成金の支払を行う。

(3) 共同処理業務

各市町村に共通する業務を一元的に処理することにより、障害者自立支援事業の適正かつ効率的な運営が図られよう共同処理業務を行う。

(4) 説明会の開催

障害者自立支援事務の市町村担当者に対しシステムに関する説明会を実施し、障害者自立支援事業の円滑な運営を図る。

障害者自立支援給付支払等システム市町村担当職員説明会

11 特定健診等データ管理システムの運用

特定健診等データ管理システムは、本会が国保保険者及び後期高齢者医療広域連合から受託し、特定健診・特定保健指導の実施における費用の決済及び健診等機関から送付された特定健診・保健指導結果データの管理並びに国への報告に関する事務処理等を行う。

(1) 支払業務

電算処理システムの運用により、迅速かつ適正な処理を行う。

(2) 研修会の開催

特定健診等データ管理システム及び特定健診等支援システムを活用するうえで、基礎となる年間運用スケジュールの把握と保険者が行う基本的な操作を習得するため、次の研修会を開催する。

特定健診等データ管理システム研修会

12 貸付事業

(1) 国保事業運営資金の貸付

国保事業における年度内経理資金調達を緩和するため、保険者及び国保診療施設に対して低利で資金の融資を行い資金運用の円滑化と財政の健全化を図る。

(2) 高額療養費の貸付

高額な医療費の支払が困難な国保の世帯主に対して、保険者の斡旋により必要な資金を無利子で貸付け、医療費の支払を円滑にするとともに、安定した生活と福祉の増進に寄与するため、高額療養費の貸付事業を実施する。

(3) 出産費資金の貸付

出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる国保の世帯主に対して、保険者の斡旋により出産に要する費用を支払うための資金を無利子で貸付け、被保険者の福祉の向上に寄与するため、出産費資金の貸付事業を実施する。

13 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業

国民健康保険の財政の安定化を図るため、保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業並びに国民健康保険中央会が実施する超高額医療費共同事業を実施運営する。また、必要事項の協議に当たっては運営委員会を開催する。